
種 別： 論説

タイトル： 産廃訴訟における原告適格の立証責任・覚書—高城町産廃訴訟最高裁判決の検討

著 者： 福士 明

所 収： 『上智法学論集』第 62 卷 3-4 合併号（平成 31 年 3 月）147-159 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

産廃訴訟における原告適格の立証責任・覚書—高城町産廃訴訟最高裁判決の検討

福士 明

はじめに

- 一 原告適格を基礎付ける事実と主張立証責任
 - 二 原告適格を基礎付ける事実の主張立証の程度
- おわりに

はじめに

私人が産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」または単に「施設」という）を設置し産業廃棄物処分業ないし特別産業廃棄物処分業（以下「処分業」という）を営む場合の行政過程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）の仕組みでは、①私人の処理施設設置許可申請（15条1項）→②知事の許可処分（15条の2第1項）→③私人による施設使用前検査の受検と知事の計画適合認定（15条の2第5項）→④私人による処分業許可申請（14条6項、14条の4第6項）→⑤知事の許可処分（14条10項、14条の4第10項）という局面から構成され、この行政過程を経てから、施設の操業が開始される。

しかし、処理施設の設置・操業は、有害物質その他の汚染物質を施設周辺の生活環境に排出し、住民の生命・健康等を侵害する危険性を有するところから、その設置・操業を阻止するため、施設の周辺住民等によって許可の取消し等を求める訴訟が提起されている⁽¹⁾。

これに関し、最近、最高裁（最判平成26年7月29日民集68巻6号620頁、以下「本件最高裁」または「本件最高裁判決」という）は⁽²⁾、産廃訴訟における施設周辺住民の原告適格を正面から認める判決を下した⁽³⁾。すなわち、本件最高裁は、「産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、当該最終処分場から有害な物質が排出された場合に・・・大気や土壤の汚染、水質の汚濁、悪臭等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」は、「当該最終処分場を事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物等〔産業廃棄物及び特別産業廃棄物をいう－筆者注〕処分業の許可処分及び許可更新処分の取消し及び無効確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」として、「その取消訴訟及び無効確認訴訟における原告適格を有する」と判示した。

そして、本件最高裁は、「健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」（以下「原告適格者」ともいう）に当たるか否かについては、「当該住民の居住する地域が上記の著しい被害を直接的に受けるものと想定される地域」であるか否かによって判断すべきとした上で、当該地域該当性については、「産業廃棄物の最終処分場の種類や規模等の具体的

-
- (1) 北村喜宣「最終処分場設置許可処分と原告適格」同『環境政策法務の実践』（ぎょうせい、1999年）（初出は、1998年）93頁以下および牛嶋仁「廃棄物処理施設設置・操業をめぐる抗告訴訟の原告適格」廣瀬肇ほか『村上武則先生還暦記念 給付行政の諸問題』（有信堂、2012年）215頁以下、特に241頁の判決等一覧表参照。
 - (2) 本件事案は、宮崎県北諸郡高城町（2006年1月1日以降は合併により宮崎県都城市高城町。以下「高城町」という）に設置された産業廃棄物の最終処分場を事業の用に供する施設として、宮崎県知事が参加人（「産廃業者」）に対してした産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の各許可処分及び各許可更新処分につき、高城町ほかの地域に居住する施設周辺住民らが、宮城県を被告として、上記各許可処分の無効確認及びその取消処分の義務付け並びに上記各許可更新処分の取消しを求めたものである。
 - (3) 施設許可や処理業許可を争う訴訟において、下級審判決は、廃棄物処理法制定の初期には、施設周辺住民の原告適格を否定したものがあがるが、その後は、原告適格を肯定する判決が続いている（牛嶋・注(2)・241頁・判決等一覧表参照）。本件最高裁判決まで、最高裁が施設周辺住民の原告適格について直接判示したものはないが、管理型最終処分場設置不許可処分の取消訴訟において施設周辺住民の補助参加を認めた最決平成15年1月24日裁時1332号3頁は、「設置許可処分に対し、周辺住民の原告適格を認めることにつながり[る]」ものと評されていた（細川俊彦「判批」民商法129巻3号（2003年）404頁）。

な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と当該最終処分場の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである」という定式（以下「原告適格者の画定基準」ともいう）を提示し、事業者が作成した環境影響調査報告書⁽⁴⁾の調査対象地域を重要な考慮要素として、この原告適格者の画定基準の適用を行い、当該調査対象地域に居住する住民12名全員の原告適格を認めている。

他方、本件第一審判決（宮崎地判平成23年10月21日民集68巻6号643頁参照）は、本件全証拠によっても、①施設からの有害物質の流出の有無等が明らかではなく（「災害発生可能性の事実」の真偽不明）、②被害が生じるとしてもその内容・程度を認定するに足る証拠はなく（「被害の内容・程度の事実」の不存在）、本件住民らの「生命、身体の安全や生活環境を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあるということは困難である」として、住民らが原告適格を基礎付ける事実の立証責任を果たしていないことを理由に却下判決を下している。また、本件控訴審判決（福岡高宮崎支判平成24年4月25日民集68巻6号656頁参照）も、第一審判決を引用し同じ判断をしているほか、控訴審で初めて提出された環境影響調査報告書については、該当する住民が「調査対象地域内に居住していることが確認できるに留まり」、本件全証拠を検討しても「権利侵害が生じたか、生じるおそれがあるといった具体的な事情を確認することはできない」として、控訴を棄却している。本件最高裁と下級審のこのような見解の相違は、原告適格を基礎付ける事実是何か、その立証の必要性や程度・方法に関する見解の相違に由来するものと思われる。

そこで、本稿では、本件最高裁の原告適格の立証責任論に関し、原告適格を基礎付ける事実是何か、その立証の必要性や程度・方法という観点から若干の検討を行い、本件最高裁判決の原告適格の画定基準およびその適用の意義を多少なりとも明確にすることを目的とするものである。

(4) 最終処分場の設置許可の申請書には、「当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」を添付しなければならない（廃棄物処理法15条3項）。本稿では、最高裁に倣って、この「書類」を「環境影響調査報告書」と呼んでいる。

一 原告適格を基礎付ける事実と主張立証責任

1 原告適格を基礎付ける事実に関する学説

原告適格は、当事者に訴訟制度を利用することを許容するための要件であって、公益的意義を有するため、裁判所は、その存否について、職権で調査すべきものとされている⁽⁵⁾。しかし、その判断の基礎となる資料の収集については、弁論主義の適用があり、原告は、自己の原告適格を基礎付ける事実を主張、立証すべきであると解されている⁽⁶⁾。原告が主張立証すべき原告適格を基礎付ける事実が何かは、事案により異なる。

本件最高裁で問題となった産廃処理施設のように、一般に、危険（と考えられる）施設の設置許可の取消しを求める場合は、かかる許可処分によって、自己の「権利若しくは法律上保護された利益」を「侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあること」を立証するためには、原告は、①当該施設により災害が発生するおそれがあること（以下「災害発生のおそれ」という）、そして②その災害によって原告の権利侵害のおそれがあること（以下「災害による権利侵害のおそれ」という）、の2つの事実の主張立証が必要であると提言する学説（以下「2要素説」という）がある⁽⁷⁾。

2 本件第一審・控訴審判決の立場

本件第一審判決は、この2要素説の立場に立って、本件では、これら2つの事実の立証がなされていない、として住民らの原告適格を否定したものと解される⁽⁸⁾。

(5) 南博方・高橋滋・市村陽典・山本隆司編『条解行政事件訴訟法（第4版）』（弘文堂、2012年）309頁（定塚誠・澤村智子執筆）。

(6) 同上。

(7) 南博方編『条解行政事件訴訟法』（弘文堂、1987年）403頁（前田潤司執筆）。

(8) 本稿では、処分業の許可処分をする場合、知事は、その事業に供する施設の設置許可基準適合性を審査すべきことを前提としている（本件最高裁判決では、この点が明確に述べられている）。処分業の許可要件には、その事業の用に供する施設がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すべきこと

本件第一審判決は、施設周辺住民の原告適格の有無について、「周辺住民の・・・利益は法律上保護された利益に当たり、産業廃棄物等の処分業の許可処分によりこれを侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者は、同処分の取消訴訟における原告適格を有する」と説示しながらも、「本件全証拠によっても」、①「本件処分場からの有害物質の大気中への飛散や汚染水の流出の有無やその程度は全く明らかでない」上に、②「それによって原告らに生命、身体、生活環境等への被害が生じうるとしてもその具体的内容や程度を認定するに足る証拠はない」として、住民らの原告適格を否定しているからである。この点、本件控訴判決も同様である。

3 本件最高裁判決の立場

他方、「もんじゅ訴訟」最高裁判決（最判平成4年9月22日民集46巻6号571頁）は、原告適格を基礎付ける事実に関して、原子炉施設の場合は、①「災害発生のおそれ」の立証は要せず、②「災害による権利侵害のおそれ」を立証すれば足りるとしていたものと解されるのであり⁽⁹⁾、本件最高裁判決も、産業廃棄物の最終処分場に関し、「もんじゅ訴訟」最高裁判決と同様の立場に立っているものと理解できるものである。

(1) 原告適格を基礎付ける事実

最高裁は、本件で、「原告適格者」を認定するにあたって、「原告適格者の画定基準」を設定しているが、この基準を適用するに際して、次のように述べて、周辺住民らの原告適格を認めているからである。

「本件処分場の種類や規模及び埋立ての対象とされている産業廃棄物等の種類等は前記・・・のとおりでであるところ、申告人X1を除く申告人ら〔施設周辺住民らのこと—筆者注〕は、いずれも本件処分場の中心地点から約1.8kmの範囲内の地域に居住する者であって、本件環境影響調査報告書にお

が定められており、環境省令では、産業廃棄物の種類や処分方法に適する施設を有することが基準として定められているためである（廃棄物処理法14条10項1号、同14条の4第10項、廃棄物処理法施行規則10条の5第1号、2号、同10条の17第1号、2号）。

(9) 福士明「原告適格の立証責任」札幌法学5巻2号（1994年）80-81頁参照。

いて調査の対象とされた地域にその居住地が含まれている」ところから、「上記の上告人らについては、本件処分場から有害な物質が排出された場合に・・・健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるものと想定される地域に居住するものということができ、上記の著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たる」(下線筆者)。

この説示は、本件最高裁が原告適格を基礎付ける事実としては、②災害による権利侵害のおそれの立証は必要であるものの、①災害発生のおそれは、立証の必要がないことを前提としているものと理解できるものである。

(2) 原告適格者とその画定基準との関係

本件最高裁によると、原告たる施設周辺住民らは、①当該最終処分場から有害な物質が排出された場合に「健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」(「原告適格者」)に当たるという事実を主張立証する必要がある。そして、②原告適格者に当たるか否かは、「当該住民の居住する地域が上記の著しい被害を直接的に受けるものと想定される地域であるか否か」によって判断すべきであり、③当該地域該当性については、基本的に「もんじゅ訴訟」最高裁判決の判断枠組みを踏襲し⁽¹⁰⁾、「産業廃棄物の最終処分場の種類や規模等の具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と当該最終処分場の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである」と説示しており、①を立証するために、わざわざ②の「住民の居住する地域」が「著しい被害を直接的に受けるものと想定される地域」であるか否かにより判断するという「想定される地域」という概念を導入している。

本件調査官解説によると、これは「ここで検討されるべきは原判決の説示するような現実の被害のおそれではなく、当該住民の居住地域が、仮に最終処分場からの有害物質の排出があったとした場合に健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるものと想定される地域であるか否かという、抽象的なおそれの有無であることを示したもの」であるとされている⁽¹¹⁾。こ

(10) 清水千恵子「判解」最判解民事平成26年度(2017年)328頁。

(11) 同上・328-329頁。同・328頁では、この考え方は、「もんじゅ事件判決その他の最高裁判決において当然の前提とされていた考え方」であるとされている。

の調査官解説によると、本件最高裁判決が想定している検討事項（原告の立場からは立証事項）は、「抽象的なおそれ」の有無であり、「現実の被害のおそれ」の有無ではないということになる。しかし、「想定される地域」という概念を導入することによって、検討されるべきことが一足飛びに「現実の被害のおそれ」から「抽象的なおそれ」へと変更される根拠は明らかではなく、本件最高裁判決の原告適格の画定基準を理解するためには、主張立証の程度という従来型の視点からの検討も有用であると考えられる。

二 原告適格を基礎付ける事実の主張立証の程度

1 主張立証の程度に関する学説

原告適格を基礎付ける事実の主張立証の程度に関しては、主張説、疎明説および証明説がある。主張説は、原告適格を基礎付ける事実に関しては、主張で足りるとする説、疎明説は、疎明で足りるとする説、証明説は、証明が必要であるとする説である⁽¹²⁾。

2 本件第一審・控訴審判決の立場

本件第一審判決は、原告らは、「本件処分場から有害な物質を含有する飛散物や汚染水が許容範囲を超えて排出されると、生命又は身体に係る重大な被害を直接に受けるおそれがある旨主張する」（下線筆者）が、本件全証拠によっても、①「本件処分場からの有害物質の大気中への飛散や汚染水の流出の有無やその程度は全く明らかでない」上に、②「それによって原告らに生命、身体、生活環境等への被害が生じうるとしてもその具体的内容や程度を認定するに足りる証拠はない」と述べて、施設周辺住民らの原告適格を否定している。本判決は、「本件全証拠によって」も、「原告らに生命、身体、生活環境等への被害」が生じうるとしたとしても「その具体的内容や程度」を「認定するに足りる証拠はない」という表現を用いており、原告適格を基

(12) 南・注(7)・402頁（前田執筆）に、簡潔な学説の整理がある。代表的学説の検討は、福士・注(9)・64頁以下。

礎付ける事実に関し、通常の「証明」が必要であるとする「証明説」を採用しているものと解するのが妥当のように思われる。本件控訴審判決も同様である。

3 本件最高裁判決の立場

この点最高裁がどのような説を採用しているかは明らかではないが、原告適格を基礎付ける事実については、原告の立証を要するという立場に立って⁽¹³⁾、事案に応じた対応をしていると推察することが妥当であるように思われる。

(1) 立証の程度

本件最高裁は、最終処分場から有害な物質が排出された場合に、住民らが「健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」であることの立証を求めていると解されるが、住民らがそれを立証するために、処分場から排出される有害な物質の種類や量、その住民への到達、そして当該住民が「健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれ」があるといった事実の具体的な証明を求めているわけではない。

本件最高裁が求めているのは、直接的には住民の居住地域が「著しい被害を直接的に受ける」ものと「想定される地域」であるということの立証であり、住民の立場からは、「産業廃棄物の最終処分場の種類や規模等の具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と当該最終処分場の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すれば」、住民の居住地域が当該「想定される地域」であるということ（以下「地域」概念該当性」という）を立証する必要があるということになる。

他方、本件最高裁の原告適格者の画定基準は、原告らが立証すべき事実を提示すると同時に、原告らから一定の証拠資料が提出された場合に、裁判所が行うべき判断の方法、すなわち、当該「地域」概念該当性について、裁判所は、「社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである」という裁判所側の判断方法という性格をも強く有すると理解するのが、適切であるように

(13) 南・注(7)・401頁(前田執筆)

思われる。ちなみに、「もんじゅ訴訟」最高裁判決の調査官解説が次のように述べていたことが想起されるところである⁽¹⁴⁾。

「社会通念に照らし、合理的に判断すべき」であると判示しているのは、例えば、東京都に居住する者が、北海道や九州等に設置予定の原子炉に係る設置許可処分の取消訴訟・・・を提起したような場合には、社会通念からみて、原告が当該原子炉の事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものとは想定し得ないから、その原告適格を否定すべきものとする趣旨であり、社会通念による、[裁判所の－筆者注]ある程度おおまかな判断を許容する趣旨であろう」（このような判断方法によるべきとする考え方を以下「社会通念による概括的判断理論」という）。そして、そのような判断の方法が適切であることについては、次のように説明されている。「原告適格の有無の判断が、本来、訴訟の入り口の段階で行われるものであることにかがみると、右のような判断の方法によることが適当というべきであって、想定される原子炉事故の規模、右事故による放射性物質の排出量及びこれによりどの程度の健康被害を当該原告が受けるか等についての当事者双方の詳細な主張、立証、鑑定等を経た上で、原告適格の有無を判定するというような判断の方法〔通常の「証明」による方法－筆者注〕は、適切とはいえないように思われる」。

本件最高裁判決も、このような判断を前提としているとすると、これは、原告らの立証の負担を大幅に軽減するものであることは確かであるが、このことは、伝統的な立証の程度論とは異なる原告適格の立証責任に関する新たな考え方を提示するものと理解すべきもののように思われるところである。

(2) 立証の方法

本件最高裁は、「地域」概念該当性の認定に、環境影響調査報告書の調査対象地域（以下「影響調査地域」という）を重要な考慮要素として利用するという方法を採用した（住民側からは立証の方法）⁽¹⁵⁾。すなわち、本件最

(14) 高橋利文「判解」最判解民事平成4年度（1995年）353-354頁

(15) 環境影響報告書の記載事項については、廃棄物処理法施行規則11条の2に規定されており、この調査の指針として、環境省は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（2006年）を公表している。事業者による生活環境影響調査の詳細は、横内恵「廃棄物

高裁判決は影響調査地域は「一般に、当該最終処分場の種類や規模及び埋立ての対象とされる産業廃棄物等の種類等の具体的な諸条件を踏まえ、その設置により生活環境に影響が及ぶおそれのある地域として・・・調査の対象に選定されるもの」であると性格づけた上で、「本件処分場の中心地点から約1.8kmの範囲内の地域に居住する者であって」、影響調査地域に「居住地が含まれている」住民については、その居住地域は「地域」概念該当性を充足し「著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」として、原告適格を有するとしている。他方、「上告人X1の居住地は、本件処分場の中心地点から少なくとも20km以上離れており」、本件影響調査地域にも含まれておらず、「他に、同上告人が原告適格を有すると解すべき根拠は記録上も見あたらないから」、原告適格を有しないとされている。

本件最高裁判決が、影響調査地域を「地域」概念該当性（住民が著しい被害を直接的に受ける「おそれ」の存在する地域）の認定に用いたのは、調査官解説によると、小田急訴訟最高裁判決（最判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁）が「住民が当該鉄道事業に係る関係地域〔東京都環境影響評価条例に基づき東京都知事が定める地域－筆者注〕に居住している事実に着目して「おそれ」の有無を判断すべきもの」としていることと「基本的な発想」を同じくするものであり、その意義としては、「より簡明に原告適格の有無の判断を行いうることを示した」ものである、とされている⁽¹⁶⁾。

本件最高裁が、影響調査地域を原告適格の有無判定の重要な要素としたことに関しては、学説上、①影響調査地域の設定は事業者が任意に行うものであり⁽¹⁷⁾、②影響調査地域の趣旨は、最高裁の理解とは異なり⁽¹⁸⁾、③影響調査地域設定の妥当性・合理性を判断せずに、最も重みのある考慮要素として実質的な判定基準とすることは適切ではない⁽¹⁹⁾、といった批判がある。こ

処理法に基づく生活環境影響調査の対象地域に関する一考察－高城町産廃事件と東海村産廃事件を事例として－」大阪経大論集67巻3号(2016)113頁以下で知ることができる。

(16) 清水・注(10)・329頁、331頁。

(17) 桑原勇進「判批」法教別冊判例セレクト2014〔Ⅱ〕(2015年)7頁

(18) 北村喜宣「よりみち環境法186 服に体を合わせる？」自治実務セミナー628号(2014年)69頁。

これらの批判は、正当なものであるが、この点は、本件最高裁判決も採用しているとみられる「社会通念による概括的判断理論」の評価にも関わるものと考えられよう。

また、影響調査地域の取り扱いについて、下級審判決には、①原告適格の画定基準としているもの（さいたま地判平成19年2月7日判例自治297号22頁）、②原告適格認容の（重要な）考慮要素としているもの（東京高判平成26年9月25日LEX/DB25504811）、③原告適格否定の根拠とらないとしているもの（名古屋地判平成18年3月29日LEX/DB28111182）がある。他方、④原告適格有無の判断の考慮要素としていないものもある（水戸地判平成25年3月1日LEX/DB25504812、②の東京高判の第一審）。本件最高裁判決は、原告適格の有無の判断の（重要な）考慮要素としているものと評価できるものであり、本件控訴審判決は、④の系列に位置づけることができよう⁽²⁰⁾。なお、④の水戸地裁判決は、原告らの立証に基づいて原告適格を有する者の範囲を画定しており、本件最高裁も、影響調査地域以外の住民でも、原告適格者ないし「地域」概念該当性を立証した場合には、原告適格を肯定する余地を残すものと考えられよう⁽²¹⁾。

おわりに

古城誠先生は、わが国の判例法における第三者の原告適格の識別基準として、3つのものを挙げられた⁽²²⁾。

第1は、原告の利益が行政処分の段階で保護されていること、そして、第2は、行政処分による保護が不十分であった場合に、当該利益が裁判的保護を与えられる趣旨で保護されていることであり、その指標としては、利益の

(19) 蔡秀卿「判批」判例自治404号（2016年）51頁

(20) 影響調査地域の取り扱いについての裁判例に関し、より詳しくは、横内・注(15)・123頁以下。

(21) 原島良成「判批」北村喜宣編『産廃判例を識る』（環境新聞社、2016年）128頁も同旨と思われる。

(22) 古城誠「競業者訴訟の原告適格—原告適格の紛争選別機能—」『雄川一郎先生献呈論集 行政法の諸問題下』（有斐閣、1990年）215-217頁。

重要性と第三者の範囲の特定性を提示された。本件最高裁判決は、「健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」に原告適格を肯定しているが、本件最高裁では「健康又は生活環境」利益の重要性が認知され⁽²³⁾、「著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」という限定が第三者の範囲の特定性を表現していると解することができよう⁽²⁴⁾。第3は、処分要件の違法性判定の観点からの明確性である。古城先生は、管理型最終処分場を事業の用に供する産業廃棄物処理業許可処分の取消請求事件で住民等の原告適格を否定した前橋地判平成2年1月18日行集41巻1号1頁の評釈の中で、次のように指摘されていた⁽²⁵⁾。

「廃棄物処理法の条文〔処分要件－筆者注〕を、処分場周辺住民の個人的利益を保護するものだと解釈することは十分可能だと思われる」。また、「産業廃棄物処理場は危険度の高い施設であり、この危険を重視すれば、原発や空港と同様に施設周辺の住民の原告適格を認めることができたとと思われる」。しかし、「産業廃棄物処理場が危険だとはいっても、原発や空港と全く同じだというわけではない」。「産業廃棄物処理場は、有害物質を含む場合を除けば、原発と同じような危険をもつものではなく、空港のように騒音や汚染などの被害を当然伴うものでもない」からである。

本件最高裁では、管理型最終処分場において産業廃棄物と同時に特別管理産業廃棄物たる「廃石灰等」という危険物質を扱う処分業の許可（および許可更新処分）が問題となった。本件最高裁判決が、「当該最終処分場から有害な物質が排出された場合に・・・健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」が原告適格を有するとしているところから、「有害な物質」の解釈の仕方によっては、すべての処分場に係る処分業許可に本件最高裁判決の射程が及ぶかは検討の余地があるものとなっているところである⁽²⁶⁾。すなわち、本件最高裁判決の射程が3種類の産業廃棄物最終

(23) これら利益の内実については、清水・注(10)・336頁注11および注12参照。

(24) 第三者の範囲の特定性（「周辺住民の範囲についての客観的な枠の設定」）は、「主観訴訟としての性格」を明確にするものである（高橋・注(14)・355頁）。

(25) 古城誠「判批」判時1385号（1991年）170頁。

(26) 例えば、本件最高裁の射程を狭く見る見解として、柴田麻里「よろず相談（法律・高

処分場のうち、「遮断型処分場」に及ぶことは明らかであり、「管理型処分場」にも及ぶものと解されるが、「安定型処分場」にも及ぶかについては、明確ではないといえることができる⁽²⁷⁾。ただし、安定5品目が埋め立てられる「安定型処分場」であるとしても、実際には有害物質が混入していることを理由に民事差止めが認められており⁽²⁸⁾、このような観点からは「安定型処分場」からも有害物質が排出される可能性は否定できず、その周辺住民にも原告適格を肯定することが妥当であると考えられよう。

(北海学園大学法学部教授)

城町最終処分場周辺住民原告適格事件)とうきょうさんばい292号(2014年)26頁は、「本件周辺住民に原告適格が認められたのは、本件最終処分場が管理型であり、特別管理産業廃棄物である廃石綿等が処分対象となっていたことも重要な要素と考えられる」(太字は本文)としている。

- (27) 本件調査官解説である清水・注(10)・321-322頁では、①「安定型」は、化学的に安定している5品目の産業廃棄物を埋め立てるもので、②有害物質を含む産業廃棄物等を埋め立てるのが「遮断型」、③これら以外の産業廃棄物を埋め立てるのが「管理型」であり、産業廃棄物等の危険度からは、本件「管理型」処分場は、「安定型」と「遮断型」の中間に位置するものと説明されている。
- (28) 福士明「安定型は不安定?—法のタテマエと実際」北村喜宣・福士明・下井康史『産廃法談—法学者のウラ読み廃棄物処理法』(環境新聞社、2004年)22頁以下。